



JCSS登録の取得と維持のための手引き

(第9版)

平成19年4月1日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| はじめに | 3 |
| 第1部 全登録事業者に対する手引き | 3 |
| 第1章 計量法校正事業者登録制度 | 3 |
| 第1節 制度の概要 | 3 |
| 第2節 登録の対象となる校正範囲等 | 4 |
| 第3節 当該制度の運営 | 4 |
| 1. 認定機関 | 4 |
| 2. 運営法令等 | 4 |
| 3. 登録基準 | 5 |
| 4. 認定センターの組織 | 5 |
| 第2章 登録申請の手続き | 6 |
| 第1節 概要 | 6 |
| 第2節 事前準備 | 7 |
| 第3節 登録の申請 | 9 |
| 第4節 申請書類の提出先 | 11 |
| 第5節 手数料 | 11 |
| 第3章 登録プロセス | 12 |
| 第1節 概要 | 12 |
| 第2節 登録 | 14 |
| 第4章 登録事業者の権利と義務 | 15 |
| 第1節 登録事業者の義務 | 15 |
| 第2節 登録事業者の権利 | 15 |
| 第5章 登録の維持のための手続き | 16 |
| 第1節 登録基準への継続的な適合 | 16 |
| 第2節 変更の届出 | 17 |
| 第3節 登録事業者報告書の提出 | 18 |
| 第4節 登録の更新 | 20 |
| 第5節 立入検査 | 21 |
| 第6節 事業所の移転 | 21 |
| 第7節 事業の承継 | 21 |
| 第8節 事業の廃止 | 22 |
| 第9節 登録の取消し | 22 |
| 第6章 苦情の申立 | 23 |
| 第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する手引き | 23 |
| 第1章 認定国際基準に対応する事業者の申込み | 23 |
| 第1節 認定国際基準対応サービス申込書の記入要領 | 23 |
| 第2節 ILAC MRAマーク使用のためのサブライセンス契約の手続き | 24 |
| 第2章 定期検査サービス等の申込み手続き | 24 |
| 第1節 定期検査申込書の記入要領 | 25 |
| 第2節 技能試験の申込み | 25 |
| 第3章 認定事業者の権利と義務(第1部第4章関係) | 25 |
| 別紙1 技能試験の料金 | 29 |
| 別紙2 登録免許税の納付方法 | 30 |
| 別紙3 サブライセンス契約書様式 | 32 |
| 別紙4 変更届の要否 | 39 |

JCSS登録の取得と維持のための手引き

はじめに

この手引きは、JCSSの登録を受けるに必要な申請の手続と登録の要件を分かり易く取りまとめた一般手引書です。また、当該事業者が登録を受けた後に登録を維持するために必要な手続や権利と義務も併せて解説しています。

なお、第1部は平成17年7月1日以降の登録(申請)事業者に適用され、ます。国際MRA対応認定事業者は、第1部に加え第2部も含めて適用されます。

第1部 全登録事業者に対する手引き

第1章 計量法校正事業者登録制度

第1節 制度の概要

計量法校正事業者登録制度とは、経済産業大臣から権限を与えられた独立行政法人製品評価技術基盤機構の認定センター(以下「認定センター」という)が計量法第143条第1項の規定に基づき、計量器の校正又は標準物質の値付け(以下「校正等」という)の事業を行う者のある特定の校正分野における能力を審査して登録する制度です。当該制度は計量法によって定められていますが、強制的なものではなく、任意の制度として規定されています。登録の基準は同条の各号に定められていますが、本書において詳しく解説されています。登録された者は「登録事業者」と呼ばれ、登録事業者は登録された範囲内の校正等を行ったときは、当該制度の標章JCSSを付して校正証明書を発行することができます。

登録事業者の校正サービスを利用する者は、認定センターにより一定の能力が認められた登録された信頼の高い事業者から国家計量標準にトレーサブルな校正等を受けることができます。そして、このことは当該利用者の計測の信頼性の根拠の一つとなるものです。また、当該制度の標章JCSSが付された校正証明書を提示することによって、校正を受けた計量器又は標準物質(以下「計量器等」という)が国家計量標準にトレーサブルであること(トレーサビリティ^{*1})を対外的に証明することが可能となります。この登録制度は、今後の我が国における計測の信頼性の高度化に寄与するものとして、また、ISO9000ファミリー規格などの品質システム審査登録制度や他の試験所認定制度を相互に補完するものとして活用され、産業の更なる発展や科学技術の進展に、さらには、国民生活の安全と安心に貢献することが期待されています。

他方、近年、当該制度の国際的重要度がますます高まり、国際整合性の確保が重要となっています。このため、認定機関である認定センターは、JIS Q17011(ISO/IEC 17011)に適合した制度運営を行っています。

更には、諸外国の認定機関と制度間の同等性を認め合うために、平成11年12月にはAPLAC(Asia-Pacific Laboratory Accreditation Cooperation)において、また、平成12年11月にはILAC(International Laboratory Accreditation Cooperation)において、国際相互承認(MRA: Mutual Recognition Arrangement)に参加署名を行いました。APLAC/MRA加盟、ILAC/MRA加盟によりJCSSの国際的信頼性が一段と増しています。また、この国際的信頼性を増すため、認定センターと定期検査及び技能試験の受け入れについて個別契約を結んでいる事業者は「国際MRA対応認定事業者」と呼ばれ、国際的なトレーサビリティ証明において重要な役割を担っています。

*1 トレーサビリティ(Traceability): 不確かさがすべて表記された、切れ目のない比較の連

鎖を通じて、通常は国家標準又は国際標準である決められた標準に関連づけられ得る測定結果又は標準の値の性質」とVIM (国際計量基本用語集 :International Vocabulary of Basic and General Terms in Metrology), ISO, 1993により定義づけられています。また、ILACやAPLACなどの国際機関は、VIMの定義に加え、「トレーサビリティの連鎖の各段階を実施する校正機関は、例えば認定されているといった証明によって、その技術能力に関する証拠を提示しなくてはならない。」ということなどをトレーサビリティの要素に含めるとしています。

第2節 登録の対象となる校正範囲等

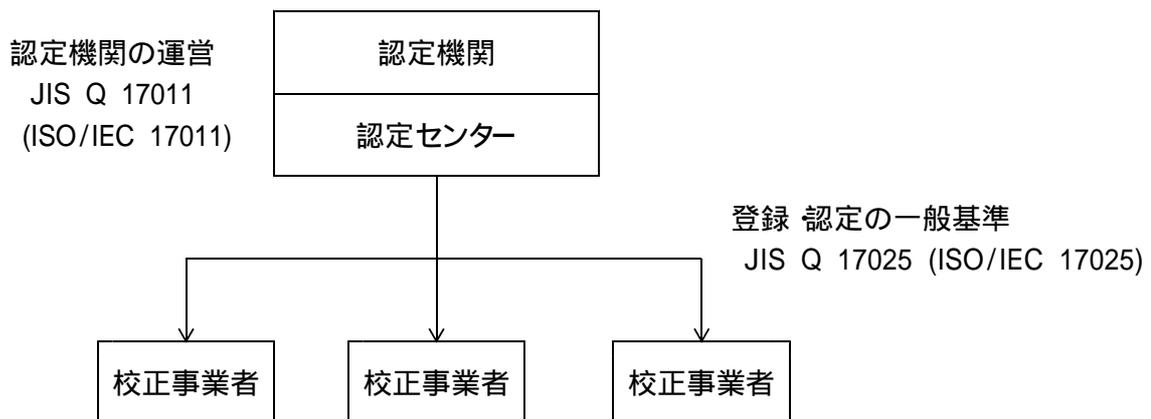
登録を申請する者(以下「申請事業者」という)は、事業所ごとに申請時にどのような登録を取得したいのか、すなわち、校正事業の範囲(登録に係る区分、計量器等の区分、種類、校正範囲及び最高測定能力等の詳細。以下「事業の範囲」という)を特定しなくてはなりません。

登録の対象となる事業の範囲は、公表する「計量法に基づく登録事業者の登録等に関する規程」「JCSS登録の区分に対応する計量器等の区分ごとの種類を定める規程」を参照ください。

第3節 当該制度の運営

1. 認定機関

計量法校正事業者登録制度は、経済産業省産業技術環境局知的基盤課及び独立行政法人産業技術総合研究所の支援と協力を得て、認定センターにより運営されています。一般に、このような制度を管理・運営する機関は「認定機関」と呼ばれています。



2. 運営法令等

当該制度の運営は計量法関係法規に基づき実施されますが、当該制度の国際的重要性に鑑み、その運営方針は国際的要求事項であるISO/IEC規格の考え方が全面的に取り入れられ、国際的な整合性が図られています。

具体的には、認定センターはJIS Q 17011(ISO/IEC 17011:校正機関及び試験所の認定システム - 運営と承認に関する一般要求事項)の関係する条項に完全に適合したマネジメントシステムを構築しており、当該認定制度はこのマネジメントシステムに基づき運営されています。これによって、本制度は諸外国の認定機関と同等のルールで管理・運営されることが確保されています。

以下に当該制度に適用される法令等を示します。

1) 計量法関係法令

計量法(平成4年5月20日法律第51号)： 第8章

注)計量法の一部改正については、平成15年6月1日法律第76号による(平成17年7月1日施行)

計量法施行令(平成5年10月6日政令第329号)：第39条

計量法関係手数料令(平成5年10月20日政令第340号)：第2条 認定手数料

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令(平成16年12月22日政令第410号)

計量法施行規則(平成5年10月25日通商産業省令第69号)：第8章

計量法施行規則の一部を改正する省令(平成17年3月15日経済産業省令第23号)

計量法施行規則に基づく登録事業者の登録等に係る規程(以下「登録規程」といいます。)

2) 国際規格等

ISO/IEC17011(2004) (JIS Q 17011 (2005)) : Conformity assessment - General requirements for accreditation bodies accrediting conformity assessment bodies (適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項)

ISO/IEC 17025 (2005) (JIS Q 17025 (2005)) : 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

JIS Z 8103 (2000) : 計測用語

ISO/IEC 17000(2004) : Conformity assessment - Vocabulary and general principles (適合性評価 - 用語及び一般原則)

VIM (1993) : 国際計量基本用語集 (International Vocabulary of Basic and General Terms in Metrology)

GUM (1995) : 計測における不確かさの表現ガイド (Guide to the expression of Uncertainty in Measurement)

3. 登録基準

申請事業者は、計量法第143条に基づき、下記の規程の全ての要求事項に対して審査されます。また、登録を受けた後も継続してこれらの基準を満足しなければなりません。

JCRP21 JCSS登録の一般要求事項

校正機関の登録に対する一般要求事項として、各国認定機関で用いられているJIS Q 17025(ISO/IEC17025)の関連要求事項が採用されています。申請事業者又は登録事業者の方はこの規格の一般要求事項を満足しなければなりません。

JCT2 JCSS技術的要求事項適用指針(各分野別)

事業の範囲(計量器等の区分又は種類)ごとに作成される文書です。ある特定の事業の範囲(計量器等の区分又は種類)にJIS Q 17025要求事項に適用される方針がある場合は、当該文書に規定されます。

注) 制定された文書から逐次公表しています。詳しくは認定センターにお問い合わせください。

URP23 IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針

登録事業者が事業の範囲内の校正等に使用する計測機器等のトレーサビリティの確保に関する認定センターの基本的方針が述べられています。これはJCSS登録の一般要求事項の該当する項目の解釈でもあり、登録基準の一部となります。

4. 認定センターの組織

認定センターの組織を図1に示します。認定センターの運営に関する責任者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター所長です。また、計量認定課、中部認定事務所及び近

畿認定事務所に各事業の範囲ごとに担当者を置いています。

制度運営の公平性・中立性を確保するため、また、専門的見地から助言を行うため、3つの諮問委員会が認定センターに設置されています。

各委員会の委員は、経済産業省、独立行政法人産業技術総合研究所の職員をはじめとして、公平・中立、かつ、機密が保持される委員構成となっています。また、各委員は認定制度や校正分野における十分な知識と経験を有しています。

それぞれの諮問委員会の機能は次のとおりです。

運営委員会

認定機関の運営に関する事項について審議します。

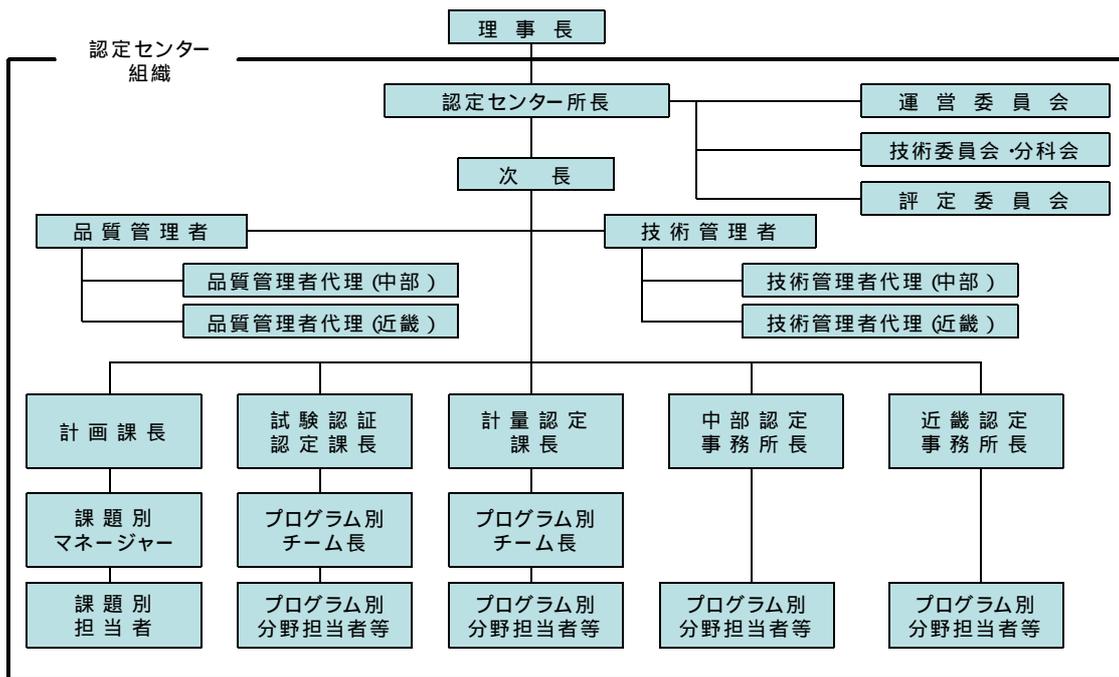
技術委員会

登録 認定基準の制定や技能試験等の技術的事項について審議します。

評定委員会

登録 認定の付与、拒否、継続や取消しなどの申請事業者又は登録 認定事業者の評定を行います。

国際相互承認協定に加盟している旨の表記に関する、取消し又は一時停止に関する評定を行います。



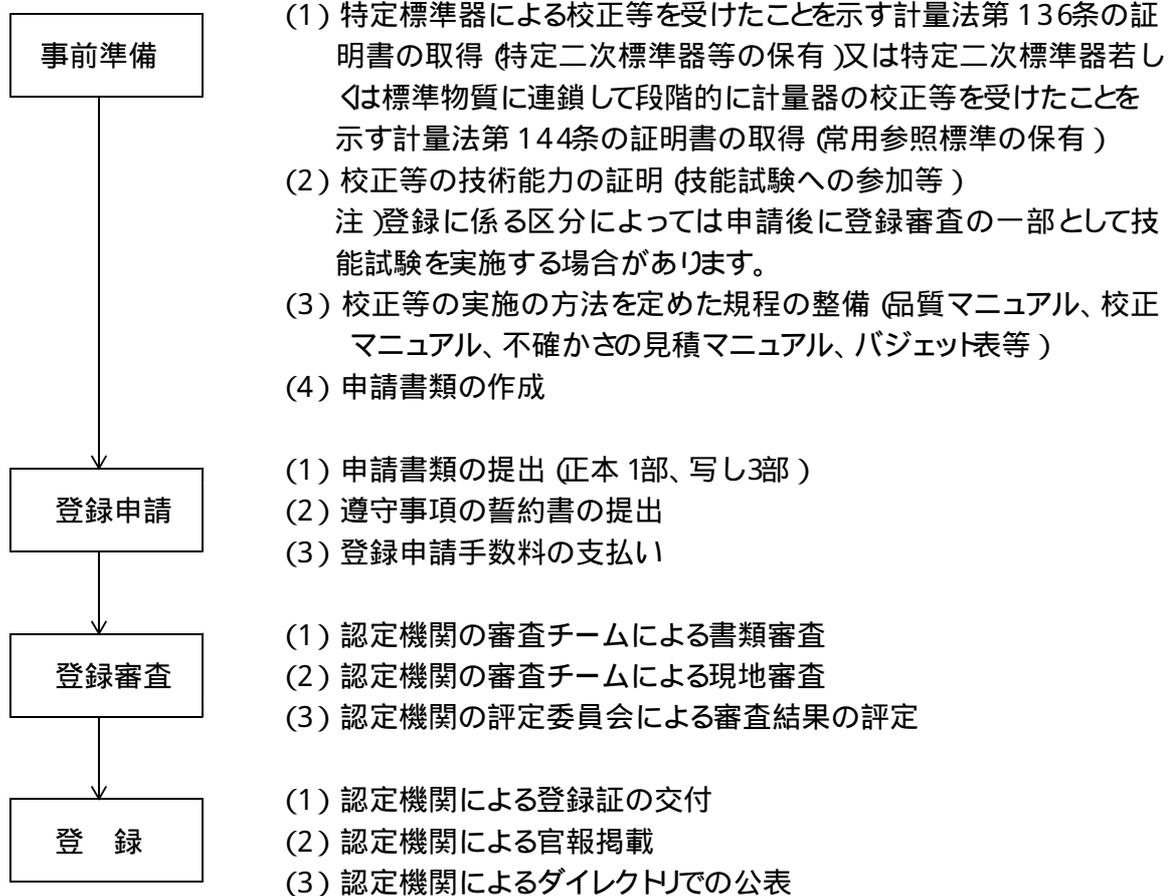
認定センターの組織図

第2章 登録申請の手続き

第1節 概要

申請事業者は、申請時に実際に校正事業(類似のものを含む。)を実施している者であって、かつ、法律上存在が確認できる者であれば、身分に関する制限はなく、民間企業、公益法人、個人等、誰でも登録の申請をすることができます。また、登録事業者の数の制限や申請時期の制限はありません。

登録事業者になるためには、必要とされる申請書類を作成し、認定センターに申請しなければなりません。認定センターは、この申請に基づき、書類審査及び現地審査を実施し、評定委員会の評定を経て、登録の可否を申請事業者に通知します。登録申請の準備から登録を受けるまでの概略は、以下のとおりです。



第2節 事前準備

登録事業者として登録されるためには、計量法第143条第2項に規定される2つの要件に適合していなければいけません。次にこの2つの登録基準を詳しく解説します。

(参考)

計 量 法 (抄)

第143条

2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

- 一 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
- 二 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。

1. 参照標準の保有

計量法第143条第2項第1号に適合するためには、次のいずれかを満たすということです。

特定標準器^{*1}又は特定副標準器^{*2}(以下「特定標準器等」という)による校正若しくは特定標準物質^{*3}による値付け(以下「特定標準器による校正等」という)をされた計量器又は標準物質(以下「特定二次標準器等」という)を保有し、この特定二次標準器等を用いて校正事業を行うものであること。

特定標準器等に連鎖して段階的に校正又は値付けされた計量器又は標準物質(以下「常用参照標準」という)を用いて校正事業を行うものであること。

申請事業者は、申請に先だて、申請しようとする事業区分に係る特定二次標準器等又は常用参照標準のうち必要なものについて、校正等の実施機関に校正等を依頼し、法第136条の証明書又は法第144条の証明書を取得してください。

なお、計量法施行規則第93条に規定された期間(以下「校正周期」という)を既に経過している場合には、再び校正等を実施する必要があります。

このうち、特定標準器による校正等の実施機関及び特定二次標準器等の校正周期の詳細については、別途公表する「登録規程」をご参照ください。

常用参照標準の校正等を行う機関は、JCSS登録事業者であり、ホームページに掲載しています。なお、上記を行う事業者で、国際MRA対応認定事業者になることを予定されている方は、国際MRA対応認定事業者から常用参照標準の校正を受けてください(第2部第3章参照)。

^{*1} 「特定標準器」とは、国家計量標準として経済産業大臣が指定する計量器を意味します。

^{*2} 「特定副標準器」とは、繰り返し校正に用いることが不適当な特定標準器に代わるものとして経済産業大臣が指定する計量器を意味します。

^{*3} 「特定標準物質」とは、濃度及び熱量の国家計量標準として経済産業大臣が指定する標準物質を意味します。

2. マネジメントシステムの構築

計量法第143条第2項第2号に適合するためには、JCSS登録の一般要求事項に定める要求事項に適合したマネジメントシステムを有することが要求されます。これには、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)の校正機関に該当する要求事項が採用されています。詳しくは、「JCSS登録の一般要求事項」を参照してください。

また、マネジメントシステムは適切に文書化され、それに則って運営されていなければいけません。申請事業者は、申請に際して、申請する校正事業の品質方針、マネジメントシステム、組織等を記載した最上位文書である品質マニュアル^{*4}、校正手順や方法を定めた書面(以下「校正マニュアル」という)、校正の不確かさの見積方法を定めた書面(以下「不確かさ見積マニュアル」という)及びバジェット表などを添付書類として提出する必要があります。品質マニュアルの作成に関しては、「品質マニュアル作成の手引き」も併せて参照ください。

なお、認定センターでは、申請範囲の事業については少なくとも現地審査までにはマネジメントシステムの運用を開始し、内部監査とマネジメント・レビューをJIS Q17025の全項目について実施し、予めJIS Q 17025への全体的な適合性を自己確認していただくようお願いしています。

注)審査チームが、登録審査の各段階において、申請者の登録基準への適合性が申請時に申請書とともに添付される品質マニュアル等の書面の記述のみから判断できない場合には、関係する文書等の提出を求めることがあります。

^{*4}品質マニュアル：組織の品質マネジメントシステムを規定する文書(ISO 9000, 2000)」を意味します。

また、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025) 5.9の規定に関連して、登録申請の全ての範囲について、校正等を実施する技術的能力がなければなりません。ここで校正等を実施する技術的能

力」とは、校正用機器、施設等のハード面と技術管理者、校正従事者、校正マニュアル等のソフト面について総合的な技術的能力を有していることを言います。

校正等の技術的能力の証明の方法としては、原則として以下の方法によらなければなりません。

認定センターが実施する技能試験

JIS Z 0043に基づいて外部の技能試験プロバイダが実施する技能試験。ただし、その運営がJIS Z 0043に基づき運営されたことが記録等で確認できることが必要です。

APLAC等の国際機関が実施する技能試験プログラム

ILAC/APLAC MRA署名機関が実施する又は承認している技能試験

申請に当たっては、登録を受けようとする事業の範囲において技能試験に参加した実績があれば、技能試験の主催者が発行する報告書等の写しを添付してください。(外部の技能試験の結果を添付する場合はJIS Z0043で運営された技能試験であることがわかる書面も添付して下さい。)申請した事業者は、登録を受ける前に申請範囲の中で少なくとも一つの校正方法(ただし、申請に係る計量器等の区分を必ず含むものとする)について上記～のいずれかの方法による技能試験に参加し、良好な結果(結果が適合と判定されることを意味するほか、不適合な結果であった場合でも適切な原因究明及び必要な改善が実施され、その証拠提示により技術能力が適切であることを実証できた場合も意味する。)を得なければなりません。

ただし、その申請範囲において適切な技能試験がない、又は技能試験の時期が申請時に利用できない等の理由により申請事業者が技術能力を証明できない場合には、審査チームによる測定監査により技術的能力の確認をします。

測定監査実施時の結果の取扱いについては～と同様です。

注) 認定センターが実施する技能試験及び認定センターが認める技能試験に関する情報は、ホームページ等に公表いたします。

第3節 登録の申請

事前準備が終了したら、計量法施行規則第91条(登録の申請)に規定された様式第81の登録申請書及び申請に必要な書類(以下「添付書類」という)を作成し、独立行政法人製品評価技術基盤機構」あてに申請してください。申請は、校正事業を行う事業者(法人の場合は、代表権のある者)が、事業所ごとに行ってください。ただし、当該事業所の恒久的施設において校正事業を行い、かつ、それ以外の場所においても校正事業を行う場合は、その旨を申請書に識別して申請することとなります。また、当該事業所の所在地と異なる所在地に恒久的施設を所有し、その施設においても校正事業を行う場合は、その施設は当該事業所とは別の事業所とみなして、それぞれ申請するものとしています。ここで事業所とは、計量器の校正等を適正に行うに必要なマネジメントシステムで運営され、校正証明書を発行する単位をいいます。

登録申請書の作成に当たっては、「登録申請書類作成のための手引き」に従って作成してください。

なお、申請書類の提出の際、「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」の提出が求められます(第4章を参照のこと)。

注)1.既に登録を受けている者が、住居表示の変更以外で事業所の所在地を変更した場合や、別の登録に係る区分の登録を受けようとする場合や登録を受けた事業の種類を追加するとき、校正範囲を広げるとき、最高測定能力を向上するとき等は、追加申請することが必要となります。この場合、既に登録されている範囲の登録証を添付して申請ください。また、添付書類の内容が既に登録している範囲の申請書類の内容と変更がない場合は、その旨を記載し添付書類を省略することができます。

2.申請しようとする事業所が、工業標準化法等他の法令によりISO/IEC規格やISO/IECガイ

ドで登録されている場合(計量法施行規則第91条の3参照)は、申請書に適用があることを記載し、計量法施行規則第91条の5に規定されている書類を添付してください。この場合は、申請手数料が若干減額されます(後出第5節参照)。

(参考)

計量法施行規則(抄)

第91条 法第143条第1項の規定により登録を受けようとする者は、計量器等の校正を行う事業所について様式第81による申請書に次の書類を添えて、機構に提出しなければならない。

- 一 民法第34条の規定により設立された法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本並びに申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画
- 二 前号以外の者にあつては、事業概況書及び登記事項証明書又はこれに類する書類
- 三 申請に係る計量器又は標準物質に係る法第136条第1項又は法第144条第1項の証明書の写し
- 四 登録を受けようとする第90条第1項の区分において参加した技能試験の結果を示す書類その他の最高測定能力の決定に係る書類
- 五 計量器の校正等の実施の方法を定めた書類
- 六 次の事項を記載した書面
 - イ 計量器の校正等の事業(以下「校正事業」という)に類似する事業の実績
 - ロ 校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入の別
 - ハ 校正事業を行う施設の概要
 - ニ 校正事業を行う組織に関する事項
 - ホ 校正事業に従事する者の氏名及び該当者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績

様式第81(第91条関係)

登録申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつては代表者の氏名 印

計量法第143条第1項の登録を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び最高測定能力
- 2 計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地
- 3 計量法関係手数料令別表第1第12号の適用の有無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 申請書には、第91条各号の書類を添えて、正本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長に提出すること。
 - 3 校正等の事業を恒久的施設及びそれ以外の場所において実施する場合は、それぞれその旨を記載して申請すること。ただし、これらを同時に申請する場合は、1件として申請することができる。
 - 4 現に登録された事業所の所在地の変更(住居表示の変更を除く)、計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大又は最高測定能力を示す不確かさを小さくする場合には、登録証を添付して申請すること。
 - 5 すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
 - 6 登録の際に、計量法関係手数料令別表第1第12号の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、「第91条の5の書類」を具体的に記載し、添付すること。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第4節 申請書類の提出先

申請に当たっては、登録申請書及び添付書類(以下「申請書類」という)の正本1部に加え、写し3部(事務手続き効率化のため、写しの提出にご協力をお願いいたします)を作成し、申請窓口へ提出して下さい。

申請窓口は次表のとおりです。

表 2 認定申請先一覧

| 申請窓口 | 住 所 | 電話番号(上段) FAX (下段) |
|-------------------|---|------------------------------|
| 認定センター 計量認定課 | 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 | 03-3481-8242 03-3481-1937 |
| 認定センター 中部認定事務所 | 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 | 052-951-1932 052-951-3902 |
| 認定センター 近畿認定事務所 | 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館 | 06-6942-1117 06-6946-7280 |

第5節 手数料

(1)登録申請手数料

登録の申請に当たっては、1申請ごと(1事業所ごと)に登録申請手数料が必要です。手数料の額は、計量法手数料令に定められており基本手数料と申請したい技術的区分の手数料から構成されており、基本手数料に登録を希望する「計量器等の区分」の手数料にその数を乗じたものを加算した金額となります。また、いったん登録を受けた事業所において、登録期間中に追加申請を行う場合は、登録を希望する「計量器等の区分」の手数料にその数を乗じた金額となります。なお、旧法による認定事業者については、認定から登録に移行する際の経過措置として、申請手数料については表3の下段のとおり減額されます。また、工業標準化法等、他法令でISO/IEC17025やISO/IECガイド等の国際基準に基づき登録されている事業者がJCSSに登録申請する場合についても減額される場合(計量法関係手数料令別表第1第12号の適用)がありますので、該当する場合はその旨ご相談ください。詳細については、認定センターホームページで公表しています手数料表をご参照ください。なお、手数料の額は、概ね3年に一度見直されますので、申請時に必ず確認してください。納付の方法は、申請書類受理後、後日当機構の財務会計担当から請求書が送付されますので、指定期日までに指定口座に振り込みをお願いいたします(収入印紙、現金等での支払いはできません)。

なお、いったん受理した申請に係る手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれも注意してください。

(2)その他の費用

以下の場合、別に費用が必要となります。

事業者が校正機関等に依頼する特定二次標準器、常用参照標準等の校正又は値付け技能試験への参加

登録免許税

平成17年7月1日より、登録申請時には、1事業者ごとに1登録申請ごとに登録免許税を納付する必要があります。登録免許税の納付を証明する書類を提出ください。

登録免許税額 新たに登録申請される場合 1申請あたり90,000円

追加の登録申請される場合 1申請あたり15,000円

なお、登録免許税の納付については機構ではお取り扱いできませんので、納付方法等につきましては別紙 2をご参照ください。

注) 地方公共団体の事業者等、組織形態によっては登録免許税が免除される場合があります。詳しくは登録免許税法をご覧ください。

更新申請手数料 (第 5章参照)

国際MRA対応認定事業者になる場合は、定期検査の受審

第 3章 登録プロセス

第 1節 概要

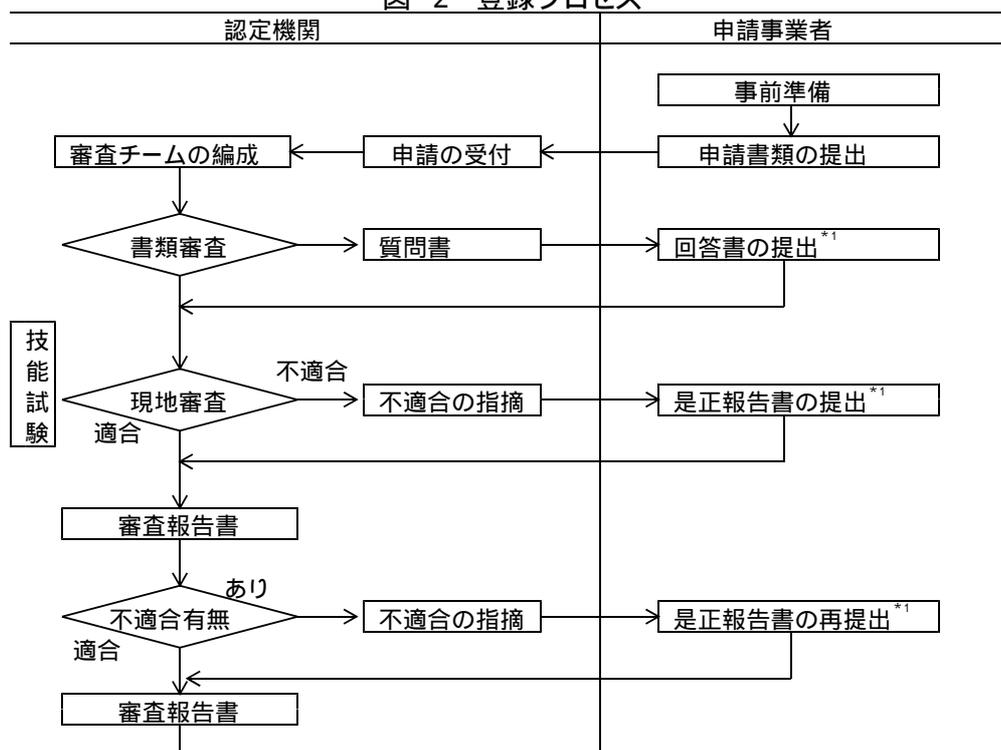
認定センターは、申請を受理した後、申請事業者が登録基準に適合しているかを審査します。審査の結果、全ての登録基準に適合していると判断された場合にのみ登録されます。審査は、審査チームによって実施されます。まず、審査チームは提出された申請書類に対して包括的な書類審査を実施します。書類審査で重大な不適合が確認されなければ、現地審査(事業所における審査)が実施されます。この際、申請事業者は申請範囲内に限り、書類、記録の閲覧や提供、校正事業区域への立入、職員との面談などの必要な便宜を図り協力しなければなりません。協力が得られない場合は登録できない場合があります。

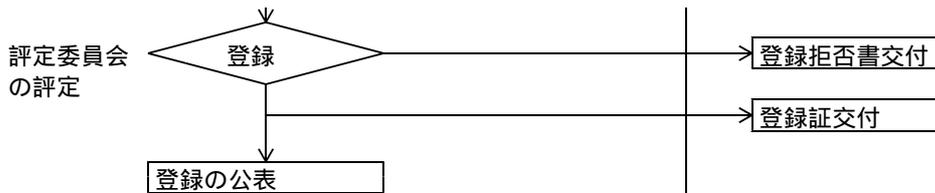
審査の過程で認定センター又は審査チームからは是正報告書等の提出が求められる場合や再現地審査が実施される場合があります。この是正に30日以上を要する不適合がある場合には、その計画を提示して下さい。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、認定センター又は審査チームから最初に是正報告書等の提出が求められた日から起算して原則 90日を上限とします。

また、すべての登録プロセスにおいて申請事業者からの願いにより、登録手続きを取り下げ又は中断することができます。ただし、登録申請中断は原則 1回に限り6ヶ月を上限とします。

次に登録のプロセスを順を追って解説します。

図 2 登録プロセス





- 1 回答書又は是正報告書の提出期限は「提出が求められた日から起算して原則30日以内」とします。(期限切れは、次工程に進みます。)

(1) 審査チームの編成

認定センターは、登録申請ごとに申請事業範囲に適した1名以上の審査員と必要に応じて、技術アドバイザーを予め資格認定された者のリストから選定し、審査チームを編成します。審査チームには、審査の全体に責任を有するチームリーダーが置かれます。多くの場合、審査チームの構成員は独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員ですが、それ以外の外部審査員を含む場合があります。審査チームの規模は、申請の範囲によりますが、通常2名から5名で構成されます。

審査チームが編成されると、申請事業者には審査チームの構成員の氏名と所属が通知されますが、審査チームの編成に対して、審査の公平性を欠く恐れがあるなど正当な理由がある場合には異議を申し立てることができます。

なお、全ての審査員及び技術アドバイザーには審査において得たすべての情報について守秘義務が課せられています。

(2) 書類審査

審査チームは、申請に必要な書類がすべて添付され、必要な事項が適切に記述されているかどうかの包括的な書類審査を実施します。また、校正等の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項についても書面で審査します。

審査チームは、書類審査の結果、申請に必要な書類又は校正の方法や不確かさの見積方法などの技術的事項に不明な点等がある場合、質問書を送付しますので、申請事業者は質問を受けた日から起算して30日以内に書面で回答してください。回答に30日以上を要する場合には、その旨とその後の予定について回答してください。ただし、その場合の回答書等の提出期限は、審査チームから最初に回答書の提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。原則として現地審査は、それらの回答を頂いた後に実施します。

(3) 現地審査

書類審査の後、審査チームは現地審査を実施します。現地審査は、校正等の事業を実施する事業所において、「申請に必要な書類に記載された事項が事実かどうか」、「校正等の事業に用いる設備・施設等のハード面に問題はないかどうか」及び「校正等の技術的能力、マネジメントシステム等のソフト面に問題がないかどうか」について審査します。審査は、一般的に、申請事業者の品質管理者、技術管理者や校正従事者に対するヒアリングや模擬的な校正作業を観察する模擬校正などの方法で行われます。

現地審査の実施に当たっては、審査チームは予め申請事業者と合意のうえ現地審査の日程を決定し、審査のスケジュールと共に通知します。申請事業者は、審査チームが主要職員と面談できることを確保しなければなりません。現地審査の期間は、申請の範囲によりますが、通常2日間程度です。

以下に、現地審査における典型的なスケジュールの例を示します。

現地審査の典型的なスケジュール

第1日目

開始会合

審査チームは、申請事業者と現地審査手順、時間割などを確認します。

マネジメントシステムに係る審査

マネジメントシステムに関する質問が、通常、品質管理者に対してなされます。同時にマネジメントシステム文書や記録の監査が実施されます。

第2日目

通常、計量器等の区分（又は種類）ごとに1件以上の模擬校正の観察が実施されます。同時に技術管理者又は校正従事者に対して、校正方法、不確かさの見積もり、校正施設、校正用機器などに関する質問がなされます。

審査チームリーダーによる審査結果の取りまとめ

審査チームのみによる会合が持たれ、審査チームにより審査結果が取りまとめられます。

最終会合

審査チームリーダーは、申請事業者の代表職員に対して、現地審査の結果に関する所見を伝達します。また、審査チームリーダーと事業所の代表職員（通常は、品質管理者）の双方で審査で発見された不適合事項又は観察事項を文書により確認します。確認された不適合については、30日以内に是正報告書を提出してください。是正に30日以上を要する場合には、是正計画書を提出して下さい。ただし、その場合の是正報告書等の提出期限は、最初に是正報告書の提出を求められた日から起算して原則90日を上限とします。何も提出がない場合には、登録されないことがあります。

なお、是正の効果及び是正計画の実施を確認する必要がある場合には、再度、現地審査が実施されます。

また、観察事項については是正報告の提出は求められませんが、申請事業者による適切な措置が必要です。

第2節 登録

全ての審査終了後、審査チームは申請者による是正措置の結果を含め、審査結果を評定委員会に報告し、評定委員会が審査結果を評定します。評定委員会による評定の結果、問題がないと判断されますと登録事業者として登録簿に記載され、その証として認定センターから登録証が交付されます。登録証には、登録事業者の名称、登録番号、事業所の名称、登録範囲等が記載されます。この登録証に記載された内容が登録範囲となります。

登録証に記載された登録番号は、4桁の数字で表記される番号で、一つの事業所に一つの登録番号を付すこととしていますので、同一の事業所で、複数の登録に係る区分の申請や追加申請がある場合は、同一の番号になります。すべての登録範囲を廃止する場合にあっては、その登録番号は、以降欠番となります。この登録番号は、登録事業者が発行する校正証明書に付す計量法施行規則第94条に規定の標章 **JCSS** の「css」の下部に見やすい数字で付記する必要があります。

認定センターは登録と同時に登録事業者の名称、事業所の名称及び所在地、登録番号、登録範囲等を官報に掲載します。これに加え、認定センターは登録事業者等一覧（ダイレクトリ）を公表します。

第4章 登録事業者の権利と義務

第1節 登録事業者の義務

当該制度によって登録を受けた者には、幾つかの義務が課せられます。登録事業者は、継続的な登録の維持のために、次の事項を遵守しなければなりません。

なお、申請事業者は登録申請時に認定センターによって以下の事項を遵守する旨の誓約書を提出するよう求められます。

- (1) 計量法第8章関係法令等の規定を遵守し、公正で誠実な事業を維持すること。
- (2) 常に、JIS Q 17025(ISO/IEC 17025)及びISO/IEC 17011 (JIS Q 17011)の関係条項に適合すること。
- (3) 計量法第8章関係法令並びにJIS Q 17025(ISO/IEC 17025)及びISO/IEC 17011(JIS Q 17011)の関係条項に基づき認定センターが定めた要求事項(量別の技術基準等を含む。)に適合すること。
- (4) 登録されていることに言及する場合は、登録された範囲内で行う校正業務についてのみ主張すること。
- (5) 認定センターの信用を落とすような方法で登録を引用しないこと。また、認定センターが、誤解を招くと判断する、又は、認めていない内容の登録に関するいかなる表明もしないこと。
- (6) 登録が取り消された場合、直ちに登録の引用を含む広報物の使用を停止すること。
- (7) 登録が取り消された場合、速やかに登録証を返納すること。
- (8) 計量法校正事業者登録制度によって製品の品質が保証されていると誤解されるような方法で登録を利用しないこと。
- (9) 証明書又はその一部が誤解を招くような方法で利用されないように努めること。
例えば、顧客がカラーコピーで証明書の全てを複写する場合には、その複写の表面に「COPY」、「複写」、「写し」等の明瞭な表示を求め、正本と区別するように指示するなど誤解を招くような方法で利用されないように努めること。
- (10) 校正証明書への標章及び登録の引用方法並びに広告物、パンフレット、その他の文書等の媒体における登録の引用方法は、認定センターが別に定める規定に従うこと。
- (11) 登録の要件への適合性を確認するために実施する審査、立入検査及び苦情を処理することを目的とする文書の検査、すべての校正区域への立入り、記録の閲覧、職員との接見などにおいて、必要な便宜を図り協力すること。
- (12) 認定センターから登録の要求事項が変更された旨の通知を受けた場合、妥当な期間内にその要求事項に適合するために必要な業務手順の変更等の措置を完了し、認定センターに措置の完了を知らせること。

第2節 登録事業者の権利

(1) 標章を付した証明書の発行

登録事業者は、計量法第144条第1項の規定により、特定二次標準器、常用参照標準等を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令第94条第1項で定める事項を記載し、同条第2項に定める標章JCSSを付した証明書を発行することができます。

加えて計量器又は標準物質を自らが販売又は貸し渡す登録事業者については、その販売又は貸し渡す計量器等に対して特定二次標準器、常用参照標準等による校正等を実施した場合は、標章付き証明書を付して販売または貸し渡すことができます。

また、英語による証明書を発行することができます。

発行に当たっては、申請時に認定機関に提出した手順及び様式を用いなければいけま

せん。申請時に登録している様式と異なる校正証明書を発行する場合は、第5章第2節「変更の届出」の手続きを行い、認定センターの承認を得てください。

(参 考)

計 量 法 (抄)

- 第144条 前条第1項の登録を受けた者(以下「登録事業者」という)は、同条第二項第一号の特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。
- 2 登録事業者が自ら販売し、又は貸し渡す計量器又は標準物質について計量器の校正等を行う者である場合にあつては、その登録事業者は、前項の証明書を付して計量器又は標準物質を販売し、又は貸し渡すことができる。
 - 3 何人も、前2項に規定する場合を除くほか、計量器の校正等に係る証明書に第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。
 - 4 前項に規定するもののほか、登録事業者は、計量器の校正等に係る証明書以外のものに、第1項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。

(2)登録基準の変更の通知

認定センターは、第1章第3節の3の登録基準を変更する時は、新基準に適合するために必要となる合理的な猶予期間をもって、登録事業者に書面で通知します。

(3)認定センターに対する苦情及び不服の申立

登録事業者は、認定センターの行う処分、制度の運営などに対して不服又は苦情の申立を行うことができます。

このほか、登録事業者は、行政不服審査法に基づく異議申立てを行うことができます。

第5章 登録の維持のための手続き

第1節 登録基準への継続的な適合

登録事業者が登録を維持していくためには、登録事業者の義務を遵守し、登録基準に継続的に適合して校正事業を運営しなければなりません。特に以下の点に注意する必要があります。

(1)特定標準器など上位の計量器又は標準物質による校正等の定期的な実施

登録事業者は、校正事業に用いる特定二次標準器、常用参照標準等について、定められた校正周期で特定標準器による校正等を受けなければいけません。この周期で校正等を実施しない場合は、登録の取消しの処分を受ける場合がありますので特に注意が必要です。この校正周期は特定二次標準器、常用参照標準等の精度維持を図るための最低期限を定めたものですから、精度に疑いがある場合や改造・修理を行った場合には、周期内であっても速やかに特定標準器など上位の計量器による校正等を受けなくてはなりません。

特定標準器による校正等の実施に当たっては、校正依頼の集中などにより予定よりも長時間を要することがありますので、実施機関と十分な連絡を取り、校正事業に支障のないようにする必要があります。

(2)マネジメントシステムの適切な運営と技術能力の維持

登録事業者は、校正事業のマネジメントシステムを文書化したマネジメントシステム文書

に従って、校正事業を適切に運営しなければいけません。マネジメントシステムの運営に責任を持つ者(品質管理者)は、マネジメントシステムが効果的に機能していること、校正サービスの品質が維持されていることを確保するよう常に努める必要があります。

また、登録事業者は、継続して登録時の技術能力を維持していなければいけません。このため、技術的運営に総合的な責任を持つ者(技術管理者)は、平素から事業所の技術能力の維持・向上に努める必要があります。

第2節 変更の届出

登録事業者は、計量法施行規則第91条の2に定める登録証の記載内容の変更又は計量法施行規則第91条第五号及び第六号ロからホ(第2章第3節の(参考)参照)までの記載事項を変更したときは、原則として30日以内に計量法施行規則に定める様式82による登録申請書記載事項変更届(以下、「変更届」という)を正本1部作成し、押印の上、認定センターに提出しなければいけません。なお、重大な変更を伴う場合は事前に認定センターまでご相談又はご連絡ください。

具体的には、以下に係る変更が変更届の対象になります。これらの事項は申請書の添付書類に対応していますので、参考にしてください。

登録事業者の名称・住所、代表者の氏名

事業所の名称

登録内容の変更(計量器等の種類の削除、校正範囲の縮小、最高測定能力(不確かさ)を大きくすること等登録内容の縮小に限る。計量器等の種類の追加、校正範囲の拡大、最高測定能力を向上することは登録申請又は登録更新申請が必要です。)

特定標準器など上位の計量器又は標準物質の最高測定能力が変更になった場合の最高測定能力の変更

計量器の校正等の実施の方法を定めた書類

これは、文書体系図又は文書リスト、JIS Q 17025に規定される品質マニュアル、計量器の校正等に使用する設備(機器等)のトレーサビリティ体系図、校正手順を記述した書類、測定の不確かさを記述した書類、計量器の校正等に使用する設備(機器等)の管理の方法を記述した書類、証明書発行の方法を記述した書類、及び標章の使用方法を記述した書類です。

校正手順を記述した書類又は測定の不確かさを記述した書類について、重大な変更を行う場合には、認定センターに事前にご相談ください。

校正事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書面

なお、事業所の所在地の変更を伴う場合(住居表示変更届の場合を除く)、校正室の環境条件等の大幅な変更を伴いますので、登録(更新)申請の対象となります。

また、変更届の提出によって「登録規程」に定める計量法施行規則第93条の校正周期を長くする場合は、その根拠書類(特定二次標準器の長期的安定性を示すデータ等)を添付ください。

校正事業を行う施設の概要を記載した書面

校正事業を行う組織に関する事項を記載した書面

校正事業に従事する者の氏名及び該当事業者が校正事業に類似する事業に従事した経験を有する場合はその実績を記載した書面

なお、上記 ~ については、変更届が必要な場合とそうでない場合を別紙4に示しました。変更届の記入に当たっては、以下の事項に留意してください。

a) 「変更があった事項」の記載に当たっては、変更があった事項が複数ある場合には枝番

を付してください。

- b) 「変更の事由」の記載に当たっては、変更があった事項が複数ある場合は、各項目ごとの変更の事由を記載してください。
- c) 特に、複数の区分で登録されている場合は、どの区分でどのような変更があったのかわかりやすく記載していただくようお願いいたします。

また、これらの変更に合わせて登録証の内容が変更になる場合は登録証を書き換えますので、変更届の提出とともに登録証を返納いただきますようお願いいたします。

(参 考)

| 計量法施行規則 (抄) | |
|--|--|
| 第92条 | 登録事業者は、次の各号に掲げる記載事項を変更したときは、遅滞なく、様式第82による届出書を機構に提出しなければならない。 |
| 一 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 (次項の適用を受ける場合を除く。) |
| 二 | 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称 |
| 三 | 計量器等の種類 (種類を削除したときに限る。) |
| 四 | 校正範囲 (校正範囲を縮小したときに限る。) |
| 五 | 最高測定能力を示す不確かさ (不確かさを大きくしたとき (次号に掲げる場合を除く。))に限る。) |
| 六 | 第91条第3号に掲げる証明書に記載された校正の不確かさが変更になったことによる最高測定能力を示す不確かさ |
| 七 | 第91条第5号及び第6号口からホまでの記載事項 |
| 様式第82(第92条関係) | 記載事項変更届 |
| | 年 月 日 |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 | 住所 |
| | 氏名又は名称及び法人にあっては |
| | 代表者の氏名 印 |
| 下記のとおり変更があったので、計量法施行規則第92条第1項の規定により、届け出ます。 | |
| 1 | 変更のあった事項 |
| 2 | 変更の事由 |
| (備 考) | ・登録に係る区分 |
| | ・登録番号 |
| | ・登録年月日 |
| | ・事業所の名称 |
| 備考 | 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。 |
| | 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 |
| | 3 登録年月日及び登録番号について記載すること。 |

第3節 登録事業者報告書の提出

登録事業者は、計量法施行規則第96条の規定に従って、毎年、4月1日から翌年の3月末日までの1年間の登録校正事業の実績等について、当該期間終了後60日以内(5月30日まで)に様式第92による登録事業者報告書を正本1部を作成し、押印の上、認定センターに提出しなければなりません。これは郵送で差し支えありません。

記入に当たっては、以下の点に留意して作成してください。

登録を受けた事業所ごとに作成してください。

「年度」は、報告する年度を記入してください。

なお、計量器の校正等の日付と証明書の発行日が年度をまたがった場合には、計量器の校正等の件数のみを計上し、証明書の発行件数は、翌年度に計上して下さい。

「第90条第1項の区分」及び「種類」は、登録申請書に記載の表記を使用してください。第90条第1項の区分について複数の区分で登録されている場合は、登録に係る区分ごとにまとめて記載してください。

「校正事業に使用する計量器又は標準物質の種類等」は、特定二次標準器、常用参照標準の機器名又は標準物質の種類を記入してください。

「証明書の発行番号及び発行年月日」は、報告する年度に保有した特定二次標準器、常用参照標準等の全てについて、定期的な校正の連続性がわかるように記載してください。特に、特定二次標準器については証明書の発行番号の上に jcss と明記して記載してください。

登録事業者報告書の実績の対象は、登録された校正事業ですので、登録された校正事業によって行われた校正件数、JCSS標章付き校正証明書及びJCSS認定シンボル付き校正証明書の発行件数等に限りません。

(参 考)

計量法施行規則(抄)

第96条 次の表の報告義務者の欄に掲げる者は、同表の区分により、報告書を四月に始まる毎年度につき作成し、提出しなければならない。

| 報告義務者 | 提出すべき報告書 | 提出先 | 提出期限 |
|---------|-----------------------------|-----|--------------------|
| 八 登録事業者 | 登録を受けた事業所ごとに作成した様式第92による報告書 | 機構 | 当該年度終了後60日を経過する日まで |

様式第92(第96条関係)

登録事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び法人にあっては
代表者の氏名 印

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業所の名称等

| 年度 | 事業所の名称 | 登録年月日及び登録番号 |
|----|--------|-------------|
| | | |

2 校正等を行った件数等

| 第90条第1項の区分 | 計量器の校正等を行った件数 | 証明書の発行件数 |
|------------|---------------|----------|
| | | |

| 証明書を付して販売し、又は貸し渡した計量器又は標準物質の種類 | 数 量 |
|--------------------------------|-----|
| | |

3 校正事業に使用する計量器又は標準物質の区分ごとの種類等

| 計量器等の種類 | 数 量 | 証明書の発行番号及び発行年月日 |
|---------|-----|-----------------|
| | | |

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 2項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質により計量器の校正等を行った場合と、それ以外のものによって計量器の校正等を行った場合を分けて記載すること。
 - 3 3項については、特定標準器による校正等をされた計量器又は標準物質とそれ以外のものを分けて記載すること。
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第4節 登録の更新

(1)登録の更新申請

登録の有効期限は、事業所ごとに4年と計量法施行令で定められています。登録事業者が登録の継続を希望する場合は、登録証に記載された有効期限の6ヶ月前から5ヶ月前までの間に登録更新申請をしてください。有効期限までに申請がない場合は、登録は失効しますのでご注意ください。なお、更新申請から登録更新までのプロセスは登録申請から登録までのプロセスに準じたものとなります。

(参 考)

計量法(抄)

- 第144条の2 第143条第1項の登録は、3年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、この効力を失う。
2 第143条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

計量法施行規則(抄)

- 第91条の3 登録事業者は、法第144条の2第1項の登録の更新を受けようとするときは、現に受けている登録の有効期間が満了する日の5ヶ月前までに、様式第81の2による申請書に第91条各号に掲げる書類を添えて、機構に提出しなければならない。ただし、既に機構に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

様式第81の2(第91条の3関係)

登録更新申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名 印

計量法第144条の2第1項の登録の更新を受けたいので、同項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 登録年月日及び登録番号
- 2 登録の更新を受けようとする第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに計量器等の種類、校正範囲及び最高測定能力
- 3 計量器の校正等の事業を行う事業所の名称及び所在地
- 4 計量法関係手数料令別表第1第13号の適用の有無

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。
 - 2 申請書には、第91条各号の書類を添えて、正本1通を独立行政法人製品評価技術基盤機構に提出すること。
 - 3 現に登録した第90条第1項の区分中で、計量器等の種類追加、校正範囲の拡大、最高測定能力を示す不確かさを小さくする場合には記載すること。
 - 4 計量器の校正等の事業を行う事業所の所在地を変更する場合は、記載すること。
 - 5 すでに機構に提出している添付資料の内容に変更がないため、その添付を省略する場合には、その旨を記載すること。
 - 6 登録の更新の際に、計量法関係手数料令別表第1第13号の適用を受けようとする

場合には、その旨を明記し、「第91条の5の書類」を具体的に記載すること。
7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

(2) 登録の更新申請手数料

手数料は、算出方法及び納付方法は登録申請手数料と同様です。詳細については、認定センターがホームページで公表しています手数料表をご参照ください。

< 手数料算定式 >

注) 登録更新時には登録免許税の納付は必要ありませんが、更新申請と同時に追加登録申請をする場合は、追加登録の場合の登録免許税 15,000円を納付する必要がありますのでご注意ください。

第5節 立入検査

認定センターは、計量法第148条の規定に基づき、登録事業者が継続して登録基準に適合していることを確認するため必要な場合、立入検査を実施します。

立入検査は、登録事業者の重大な不適合が発見された場合、その恐れがある場合、報告徴収の結果必要と判断された場合又はその他必要な場合に実施します。立入検査は、前もって事業者と予定を調整して行う場合と抜き打ちで行う場合の両方があります。立入検査の範囲は、少数の指定項目の確認から全ての項目の確認にわたることがあります。

(参 考)

計 量 法 (抄)

第148条 経済産業大臣 ... は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に ... 登録事業者 ... の事業所 ... に立ち入り、計量器、...、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 (略)

3 (略)

第 168条の 5 経済産業大臣は、機構に次に掲げる事務を行わせるものとする。

4 第148条第1項の規定による立入検査に関する事務(登録事業者に係るものに限る。)

第6節 事業所の移転

登録事業者は、事業所の移転によって所在地が変更になった場合は、組織・校正従事者の変更、環境条件・施設・設備の変更、登録範囲(特に最高測定能力)の変更等の大きな変更が伴う可能性が大きいいため、登録申請(登録更新申請)によって移転後の状況に問題がないかどうか確認を受けることが必要です。このような場合、申請から確認が完了するまでの間は登録のステイタスは有効ですが、標章付き校正証明書の発行は控えていただきますようお願いいたします。

第7節 事業の承継

登録事業者が事業の全部を譲渡したとき、又は、登録事業者について相続、合併若しくは分割(その届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上の場合において、その全員の同意により事業を継承すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併によ

り設立した法人、若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、登録事業者の地位を継承しますので、認定センターに直ちに連絡してください。このとき承継した者は、事実を証する書面（計量法施行規則第92条第2項参照）及び登録証を変更届（様式第82）に添えて提出してください。さらに「計量法校正事業者登録制度の遵守事項の誓約について」も提出してください。

第8節 事業の廃止

登録事業者は、計量法施行規則第95条の規定に基づき、登録を受けた事業を全部又は一部廃止したときは、原則として30日以内に様式第83（計量法施行規則第95条関係）の廃止届を正本1部作成し、登録証を添えて認定センターに提出しなければいけません。

なお、一部廃止の場合にあっては、一部廃止する事業の範囲を廃止届の「第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び最高測定能力」の欄で明示してください。

（参考）

| 計量法施行規則（抄） | |
|--|--|
| 第95条 | 登録事業者は、法第146条において準用する法第65条の規定により登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、様式第83による届出書を機構に提出するとともに、その所持する登録証を返納しなければならない。 |
| 様式第83（法第95条関係） | |
| | 事業廃止届 |
| | 年 月 日 |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 | 住所 氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名 印 |
| 下記の登録に係る事業は、年 月 日に廃止したので、計量法第146条において準用する第65条の規定により、届け出ます。 | |
| 1 | 登録年月日及び登録番号 |
| 2 | 事業所の名称及び所在地 |
| 3 | 第90条第1項の区分並びに第90条の2の告示で定める区分並びに種類、校正範囲及び最高測定能力 |
| 備考 | 1 用紙の大きさは、日本工業規格に定めるA列4番とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 |

第9節 登録の取消し

計量法第145条の規定により、登録事業者が以下のいずれか一つに該当する場合には、登録が取り消されます。

次の各号の一つに適合しなくなった場合

- a) 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
- b) 国際標準化機構及び国際電気会議が定めた校正機関に関する基準不正な手段により登録を受けた場合

(参考)

計量法(抄)

第145条 経済産業大臣は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第143条第2項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- 二 不正の手段により第143条第1項の登録を受けたとき。

第6章 苦情の申立

苦情は、認定センターで受け付けています。苦情の申し出は電話でもかまいませんが、誤解の防止のためできるだけ書面で行ってください。苦情は認定センターの定める苦情処理手続に従って適切に処理されます。

苦情は通常以下の様に分類されます。

- 認定センターの登録サービスに対する苦情
- 登録事業者の校正サービスに対する苦情

第2部 認定国際基準に対応する事業者に対する手引き

第2部は、認定国際基準に対応する事業者(以下、「国際MRA対応認定事業者」という)に適用される項目です。国際MRA対応認定事業者には、定期検査を受審し、定期的に技能試験に参加することが求められます。これらの定期検査や技能試験は、区分数や参照値のための校正費用などに基づいて実費ベースで試算した料金をお支払いいただく有料サービスとなります。

第1章 認定国際基準に対応する事業者の申込み

認定事業者及び申請事業者は、国際MRA対応認定事業者となるための申込みをすることができます。この申込みは一度行っていただくことで申込み内容に変更がない限り年度毎に申込みする必要はありません。申込みは原則、認定を受けている又は受けようとしている範囲のすべてについて行ってください。ただし、希望がある場合には、一部の範囲についてのみ申し込むことも可能です。

なお、申込みを希望される標準物質の生産者にあつては、JCSS一般要求事項に規定のとおり、ISO/IECガイド34の要求事項を満足しなければなりません。

この申込みによる契約を行うことで申込みをした範囲については、認定国際基準に対応する資格を有することが宣言できます。

認定国際基準に対応することを希望する事業所は、事業所ごとに様式1(1通)の申込書により、申込みを行ってください。

第1節 認定国際基準対応サービス申込書の記入要領

(1) 申込者の名称

申込者は代表者ではなく事業所の長でもかまいません。

また、押印することに代えて、署名することとしても結構です。

(2) 認定事業所名又は「申請事業所名」

認定事業者が申込みをする場合は、認定番号と事業所の名称を記入してください。

新規の事業者が申請と同時に申込みをする場合は、申請をしている事業所の名称を記入してください。

(3) 認定区分及び分類」又は「申請区分及び分類」

「JCSS登録範囲と同じ」又は「JCSS申請範囲と同じ」と記入してください。

様式 1 認定国際基準対応サービス申込書記入例

| | | |
|--|--------------------|-------|
| 認定国際基準対応サービス申込書 | | 年 月 日 |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 | | |
| 所在地 | | |
| 東京都 渋谷区西原 2-49-10 | | |
| 株式会社 西原計器工業 | | |
| 代表取締役社長 平賀 勘内 印 | | |
| 認定国際基準対応サービスを受けたいので、ILAC-MRAマークサブライセンス契約書を添付し、下記のとおり申込みます。 | | |
| 記 | | |
| 1. 認定 申請事業所名 (認定番号 : |) | |
| | 株式会社 西原計器工業 幡ヶ谷事業所 | |
| 2. 認定 申請区分及び分類 | JCSS登録範囲と同じ | |

第2節 ILAC MRAマーク使用のためのサブライセンス契約の手続き

国際MRA対応の認定を取得する際には、同時にILAC MRAマーク使用のための「ILAC MRAマークサブライセンス契約」を結ぶ必要があります。

認定国際基準対応サービスを申し込まれた事業者へは、後日、認定センターからILAC MRAマークサブライセンス契約書(2通)が送付されますので、認定センターからの指示に従って必要事項をご記入の上、提出ください。

備考 契約内容の詳細については別紙3をご覧ください。

第2章 定期検査サービス等の申込み手続き

第1章により認定国際基準サービスを申し込まれた事業所は定期検査等の申込みを次の手続きにより行うことが必要です。

定期検査の有料サービスを受けるための申込みは認定センターより定期検査の時期等について通知をしますので、その通知を受けてから様式2(1通)「定期検査申込書」により申込みをしてください。また、手数料については別に連絡いたしますので、連絡に従い手数料を納入してください。

なお、いったん受理した手数料については、いかなる場合も返金できませんので、くれぐれもご注意ください。

また、定期検査(全項目検査)の実施時期に合わせて、定期検査の対象となる計量器等の区分と同じ区分で拡大の登録申請があり、拡大の登録審査と定期検査とを同時に行った場合は、拡大の登録審査をもって当該区分の技術事項に係る検査を行ったものとみなします。

第1節 定期検査申込書の記入要領

(1) 申込者の名称」

申込者は代表者ではなく事業所の長でもかまいません。
また、押印することに代えて、署名することとしても結構です。

(2) 認定事業所名」及び 認定番号」

事業所の名称と認定番号を記入してください。

(3) 定期検査の種類」

認定センターから通知のあった全項目検査または新規認定1年後の部分検査の種類を記入してください。

(4) 定期検査を受けるMRA対応認定区分及び計量器等の区分」

認定センターより連絡があった定期検査を受ける認定区分及び計量器等の区分を記入してください。

(5) 手数料」

認定センターより連絡があった手数料の額を記入してください。

なお、手数料の額については認定センターがホームページで公表しています手数料表にその算出方法を記載してありますが、詳細については認定センターにお問い合わせください。特に、定期検査と登録審査の合同実施（以下、「合同審査」という）を希望される場合は、認定センターにご相談ください。

様式2 定期検査申込書記入例

| | | |
|--|--------------------|-------|
| 定期検査申込書 | | 年 月 日 |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 | | |
| 所在地 | | |
| 東京都 渋谷区西原 2-49-10 | | |
| 株式会社 西原計器工業 | | |
| 代表取締役社長 平賀 勘内 | | |
| 下記の認定について、平成 年度の定期検査を申し込みます。また、定期検査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。 | | |
| 記 | | |
| 1. 認定事業所名 | 株式会社 西原計器工業 幡ヶ谷事業所 | |
| 2. 認定番号 | | |
| 3. 定期検査の種類 | 全項目検査 | |
| 4. 定期検査を受けるMRA対応認定区分及び計量器等の区分 | JCSS登録範囲と同じ | |
| 5. 手数料 | 円 | |

第2節 技能試験の申込み

認定センターが実施する技能試験への参加の手続きと参加費用は技能試験毎に公表いたしますので、その指示等に従って参加申込等を行ってください。

第3章 認定事業者の権利と義務（第1部第4章関係）

以下の権利と義務が追加になります。以下の項目番号は、第1部第4章の番号の続き番号としています。

(1) 認定事業者の義務 (追加)

- (13) 常用参照標準を有する国際MRA対応認定事業者にあつては、常用参照標準の校正等を国際MRA対応認定事業者に依頼し、JCSS認定シンボル付き校正証明書を取得してください。特定標準器等にトレーサブルな校正等が可能な「校正結果に重大な影響を及ぼす校正用機器」の校正等を国際MRA対応認定事業者に依頼し、JCSS認定シンボル付き校正証明書を取得してください。実用標準は、特定二次標準器等又は常用参照標準を用いて校正等を行ってください。詳細は、IAJapan測定のトレーサビリティに関する方針を参照してください。
- (14) 認定国際基準に対応 (MRA対応) するためには、認定事業者の継続的適合性確認を行うために、新規認定から1年後の部分検査及び認定から更新までの中間 (前回の検査から2年以内) に全項目検査 (定期検査) 更新後は2年以内に全項目検査を受けることが必要です。
- (15) 認定国際基準に対応 (MRA対応) するためには、認定事業者の技術能力の客観的確認を行うために、認定を受けている区分の中で少なくとも1つの校正方法 (ただし、認定に係る計量器等の区分を必ず含むものとする) について4年に一度技能試験に参加することが必要です。
- (16) 認定国際基準対応 (MRA対応) の一時停止又は取消しを受けた場合には、認定事業者が発行する校正証明書やパンフレット等に認定国際基準に合致している旨の記載をしてはいけません。

ここでいう一時停止とは認定事業者が、認定基準に「適合」していないと認定センターが判断したとき、一時的措置として当該事業者が国際基準に適合しているという主張に対して制限をするものであり、また、取消しとは、認定事業者の是正の見込みがないと判断したときには、認定国際基準に適合していることを主張する権利を剥奪することです。JCSS認定そのものの取消し等ではありません。

(2) 認定事業者の権利 (追加)

- (5) 国際MRA対応認定事業者は、発行する校正証明書にJIS Q 17025(ISO/IEC 17025)の基準に適合していることと同時に「当該認定機関は、ISO/IEC 17011に適合する校正機関の認定機関として、アジア太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) 及び国際試験所認定協力機構 (IAC) の相互承認に加盟しています。」等の記載をすることができます。さらに、認定国際基準に対応している旨の記載及び下記の認定シンボルの表示を行うことができます。

図 国際MRA対応認定事業者が証明書に表示できる認定シンボル



- (6) 定期検査に係るチームの構成については、国際MRA対応認定事業者には、異議を申し立てる機会が与えられます。

附 則

(施行期日)

この文書は、平成19年4月1日から適用する。

(経過処置)

1. 定期検査について、平成16年度以前に認定を受けた事業者については、登録までの間は前回検査から1.5年を超えない期間内に部分検査を実施するものとする。
2. ILAC-MRAマーク付き認定シンボルの使用はILAC-MRAのサブライセンス契約の締結後とする。

様式1 認定国際基準対応サービス申込書

| | |
|--|-------|
| 認定国際基準対応サービス申込書 | |
| | 年 月 日 |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 | |
| 所在地 申込者の氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名、並びに押印又は署名 | |
| 認定国際基準対応サービスを受けたいので、ILAC - MRAマークサブライセンス契約書を添付し、下記のとおり申込みます。 | |
| 記 | |
| 1. 認定 申請事業所名 (認定番号 :) | |
| 2. 認定 申請区分及び計量器等の区分 | |

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 押印に代えて署名する場合には、本人が自署するものとする。
 - 3 代表者は、事業所の長でもよい。
 - 4 新規の事業所が登録申請と同時に申込みする場合は認定番号は記入不要です。
 - 5 認定 申請区分及び計量器等の区分には、次のいずれかを記載する。
 - (1) JCSSの登録範囲と同じ
 - (2) JCSSの申請範囲と同じ

様式2 定期検査申込書

| | |
|---|-------|
| 定期検査申込書 | |
| | 年 月 日 |
| 独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿 | |
| 所在地 申込者の氏名又は名称及び法人にあっては 代表者の氏名、並びに押印又は署名 | |
| 下記の認定について、年度の定期検査を申し込みます。また、定期検査受入れに当たっては必要な協力と便宜を図ることを確認します。 | |
| 記 | |
| 1. 認定事業所名 | |
| 2. 認定番号 | |
| 3. 定期検査の種類 | |
| 4. 定期検査を受けるMRA対応認定区分及び計量器等の区分 | |
| 5. 手数料 | |

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
この場合において、署名は本人が自署するものとする。
代表者は、事業所の長でもよい。
 - 3 定期検査を受けようとする区分は、合併する場合にはその全てを記載する。
区分は、次のいずれか一方を記載する。
 - (1) JCSSの登録範囲と同じ
 - (2) JCSSの登録範囲のうち、次のものに限る。
(対象とする登録に係る区分及び計量器等の区分を具体的に列記する。)
 また、種類については、認定センターから連絡のあった定期検査の種類を記載する。
 - 4 手数料の額については、認定センターから連絡のあった定期検査料金を記載すること。

別紙1 技能試験の料金

校正に関する技能試験等の手数料は、次の算定式から算出した額(100円未満切り捨て)に5%の消費税を加算した額とする。ただし、1事業者当たりの手数料の上限を、標準物質に関する技能試験等にあつては80,000円(消費税を含む。)、それ以外の技能試験等にあつては200,000円(消費税を含む。)とする。

[算定式]

$$1\text{事業者当たりの手数料} = (A + B + C + D + E + F) / n \quad (\text{円})$$

この場合において、Aは仲介器等の償却費、Bは校正費、Cは旅費、Dは直接人件費、Eは報告書作成費等、Fはその他費用、nは参加事業者数とする。

別紙 2 登録免許税の納付方法

1. 納付に必要な書類

・領収済通知書

領収済通知書様式は最寄りの税務署で入手できます。ただし、その場合、税務署名、税務署番号が予め記入されている場合がありますので、記入されていない様式を入手してください。

3枚綴りの様式です。1枚目(領収済通知書)に所定の内容を記載してください。

2枚目、3枚目に複写されます。3枚目(領収証書)が納付時に領収書として、領収押印され返却されます。

(1)領収済通知書 記入上の注意

記入する欄は6カ所です。くれぐれも、記入間違いがないようにしてください。

| | | |
|------|---------|----------------------------------|
| 記入箇所 | 税目番号 | : 221 |
| 記入箇所 | 税務署名 | : シブヤ |
| | 税務署番号 | : 0031394 |
| 記入箇所 | 本税 | : ¥ 90,000又は ¥ 15,000 |
| 記入箇所 | 合計額 | : ¥ 90,000又は ¥ 15,000 (本税欄と同じ金額) |
| 記入箇所 | 住所(所在地) | : 申請者の住所 |
| 記入箇所 | 氏名(法人名) | : 申請者の氏名(法人名) |

(2)納付方法

日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む))又は税務署で納付してください。

(3)認定センターへの提出

領収印が入った領収証書(様式3枚目)を次ページの様式に貼付して申請時に提出してください。

The image shows a '領収済通知書' (Receipt Confirmation Notice) form. Red circles highlight the following input fields:

- 1. Tax Item Number (税目番号): 221
- 2. Tax Authority Name (税務署名): シブヤ
- 3. Tax Authority Number (税務署番号): 0031394
- 4. Main Tax (本税): ¥ 90,000
- 5. Total Amount (合計額): ¥ 90,000
- 6. Taxpayer Name (氏名): シブヤ

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

平成 年 月 日

住所

申込者の氏名又は名称及び法人
にあつてはその代表者の氏名

登録免許税納付届

計量法に基づく校正事業者に係る登録について、登録免許税を納付したので納付を証明する書類を提出します。

登録免許税の納付領収証書を貼付する。

別紙 3 サプライセンス契約書様式

ILAC Laboratory Combined MRA Mark

Sub License Agreement

ILAC試験所組合せMRAマーク

サプライセンス契約書

Between the

Name:

氏名

Hereinafter called Sub Licensor

以下、「サプライセンス付与者」という。

And

Name:

氏名

Address:

住所

Hereinafter called Sub Licensee

以下、「サプライセンス取得者」という。

Dated thisday of the month of..... 2005

日付

The sub licensor is entitled in a license agreement with the licensor ILAC to use its MRA Mark as shown below



in combination with its own logo hereinafter called “**combined MRA Mark**”.

サブライセンス付与者は、ライセンス付与者であるILACとのライセンス契約において、自身のロゴとの組合せで上記に示すそのMRAマークの使用の権利を与えられている。(以下、「組合せMRAマーク」という。)

The sub licensee intends a commercial use of the combined MRA Mark according to the example specified under clause 2.

サブライセンス取得者は、第2条で特定されている事例に従って、組合せMRAマークの商業的利用を意図している。

§ 1 Purpose of Agreement (契約の目的)

The Purpose of this agreement is the use of the ILAC MRA Mark, as shown above, in combination with the logo of the sub licensee by way of a sub license. Instead of the logo the sub licensee may use a Mark, which accredited laboratories are entitled to use.

この契約の目的は、サブライセンス契約の方法によって、上記ILAC MRAマークをサブライセンス取得者のロゴと組合せて使用することである。ロゴの代わりに、サブライセンス取得者は認定試験所が使用の権利を与えられたマークを使うことができる。

The sub licensor declares to be entitled to dispose of the MRA Mark right without restraint.

サブライセンス付与者は、無条件にMRAマークの権利を処分する権利を与えられていることを宣言する。

§ 2 Extent of the License (ライセンスの範囲)

The sub licensor grants the sub licensee the use of the sub licensors combined MRA Mark according to § 1 only in combination with the registration number of the sub licensee’s accreditation - hereinafter called “**Laboratory Combined MRA Mark**” -on test reports or calibration certificates, in order to demonstrate accreditation by a signatory of the ILAC Arrangement.

サブライセンス付与者は、サブライセンス取得者が ILAC 相互承認の署名者による認定を証明するため、試験報告書又は校正証明書にサブライセンス取得者の認定番号との組み合わせ (以下「試験所組合せ MRA マーク」という。) においてのみ、第 1 条に従ったサブライセンス付与者の組合せ MRA マークの使用の許可を与える。

The laboratory combined MRA Mark shall be used according to the example shown below using the same proportions:

試験所組合せ MRA マークは、同じ比率を使っている次に示す例に従って、使用されなければならない。



Mark which accredited laboratories are entitled to use

認定試験所及び校正機関が使用する権利のあるマーク

Accreditation No.

認定番号

The sub licensee is obliged to present its laboratory combined MRA Mark to the sub licensor and shall not use it until receipt of written approval from the sub licensor.

サブライセンス取得者は、サブライセンス付与者にその試験所組合せ MRA マークを提出する義務があり、サブライセンス付与者からの書面での認可を受領するまで使用してはならない。

§ 3 Due Diligence (注意義務)

The sub licensee guarantees to use the laboratory MRA Mark in accordance with the requirements set forth in this agreement, and will not use in any way that would harm the reputation of the licensor or sub licensor.

サブライセンス取得者は、この契約書に規定される要求事項に従って試験所組合せ MRA マークを使用し、ライセンス付与者又はサブライセンス付与者の評判を傷つけるような方法で使用しないことを保証する。

The sub licensee commits to the surveillance of the use of the laboratory MRA Mark in its country.

サブライセンス取得者は、自国における試験所組合せ MRA マークの使用の監視を行うことを約束する。

The sub licensor is entitled to observe the use of the laboratory MRA Mark in the country of the

sub licensee.

サブライセンス付与者には、サブライセンス取得者の国における試験所組合せMRAマークの使用を監視する権利が与えられている。

§ 4 Subject of rights and duties

(付帯権利及び義務)

If the sub licensee has not exercised due diligence on the use of the laboratory MRA Mark, the sub licensor can withdraw immediately the right to use the MRA Mark. The sub licensor takes no responsibility for any consequences of withdrawal.

サブライセンス取得者が試験所組合せMRAマーク使用の注意義務を怠っている場合、サブライセンス付与者はMRAマーク使用の権利を即座に取り消すことができる。サブライセンス付与者はいかなる取り消しの影響についても責任を取らない。

Furthermore, the sub licensor may publish on the licensor's web site any violation or infringement, by the sub licensee, of the laboratory combined MRA Mark sub License Agreement.

さらに、サブライセンス付与者はサブライセンス取得者の試験所組合せMRAマークのサブライセンス契約に対するいかなる違反又は侵害もライセンス付与者のウェブサイト公表できる。

If the laboratory combined MRA Mark sub License Agreement is violated or infringed by a third party or person, the contractual partners will immediately inform each other. They will cooperate in any actions taken against such a third party or person. If the sub licensee decides to institute legal proceedings, written approval from the sub licensor must be obtained.

試験所組合せMRAマークサブライセンス契約が第三者によって違反又は侵害された場合は、契約当事者は即座に相互に連絡する。契約当事者は、そのような第三者に対し取られるすべての処置について協力する。サブライセンス取得者が法的処置を起こすことを決めた場合、サブライセンス付与者の書面による承認を得なければならない。

§ 5 Duties to claims of third parties

(第三者の苦情に対する義務)

Any claim against the sub licensee by a third person due to the use of the laboratory combined MRA Mark, must be reported immediately to the sub licensor. Approval to take legal proceedings must be requested in writing. In addition this notice provides the opportunity for the sub licensor to take part in any eventual legal action.

試験所組合せMRAマークの使用に関する第三者によるサブライセンス取得者に対するすべての苦情は、即座にサブライセンス付与者に報告されなければならない。法的処置を執るための承認は、書面で要求されなければならない。さらに、この通告はその後のいかなる法的処置においてもサブライセンス付与者が参加する機会を与える。

All expenses for the legal and extra-judicial actions are the responsibility of the sub licensee.

法的及び法定外の活動のすべての費用は、サブライセンス取得者の責任である。

§ 6 Indemnification (賠償)

Any damages suffered by the sub licensor due to the sub licensee's misuse of the laboratory MRA Mark and/or violation or infringement of the MRA sub Licensor Agreement, the sub licensor can claim monetary indemnification from the sub licensee. The sub licensor will give the sub licensee a written warning of such intended action, to which the sub licensee has three weeks to answer before proceedings will begin against the sub licensee. During this time the sub licensee must take all reasonable steps to restore the situation to compliance with the Mark sub License Agreement, working in close cooperation with the sub licensor.

サブライセンス取得者の試験所組合せMRAマークの誤用及び/又はサブライセンス契約の違反若しくは侵害によってサブライセンス付与者が被るすべての損害について、サブライセンス付与者はサブライセンス取得者から金銭的補償を求めることができる。サブライセンス付与者は、そのような意図する処置の書面による警告をサブライセンス取得者に与える。これは、サブライセンス付与者はサブライセンス取得者に対して処置を開始する前に、その回答のために3週間の猶予を与えるものである。この期間、サブライセンス取得者は、サブライセンス付与者と密接に協力し、MRAマークサブライセンス契約に適合するために事態を修復するすべての合理的なステップを取らなければならない。

§ 7 Termination of Agreement (契約の終了)

The agreement commences on the date of signing and expires with the date of termination of the accreditation of the sub licensee The Agreement automatically renews on the sub licensee's re accreditation. Termination of accreditation or suspension of longer than six months automatically cancels this laboratory combined MRA Mark sub license agreement. During a suspension of less than six months the sub licensee cannot use the Laboratory Combined MRA Mark.

この契約は、署名の日に発効し、サブライセンス取得者の認定の終了日に終了する。この契約は、サブライセンス取得者の認定更新によって自動的に更新する。認定の終了又は6ヶ月以上の一時停止は、この試験所組合せMRAマークサブライセ

ンス契約を自動的に解消させる。6ヶ月以下の一時停止の場合、この間サブライセンス取得者は試験所組合せMRAマークを使用できない。

Further, the Agreement can also be terminated due to one of the following:

さらに、この契約は次の一つによって終了することができる。

For the sub licensor サブライセンス付与者について

- insolvency 破産
- liquidation 清算
- exclusion or suspension from the ILAC MRA
ILAC MRAからの脱退又は一時停止

For the licensee サブライセンス取得者について

- insolvency 破産
- liquidation 清算
- expiration of accreditation 認定の満了
- misuse of the laboratory combined MRA Mark
試験所組合せMRAマークの誤用

§ 8 Severability Clause (分離可能条項)

Should some or a part of the clauses of this agreement become invalid or will become invalid, the validity of the other clauses as well as the agreement remains in affect.

仮にこの契約の一部の条項が無効になる又は無効になる予定であっても、他の条項は契約と同様に有効である。

The contractual partners will cooperate in such a way that others will replace invalid clauses, which are agreeable and appropriate to obtain the intended result, provided there is no infringement of statutory regulations.

契約当事者は、法的規制違反がないことを条件に、無効な条項を、合意でき、かつ、意図される結果を得るために適切な他のものと置き換えることについて協力する。

§ 9 Final conditions (最終条件)

With the signature of the contractual partners the agreement becomes legally binding. This agreement shall not be amended except by written agreement duly executed by the sub licensor and the sub licensee.

契約当事者の署名によって、この契約は法的拘束力を持つものとなる。この契約は、サブライセンス付与者及びサブライセンス取得者によって正式に完成された書面による合意がなければ修正されない。

All notices, requests, demands and other communications made in connection with this Agreement shall be in writing and shall be deemed to be duly given on the date of delivery, if delivered in person, or upon confirmation of receipt by fax, e-mail or surface mail, direct to the other party.

この契約に関するすべての通告、要請、要望及び他の通信は、書面で行われ、他方の当事者に直接、本人が配達した場合若しくはFAX、eメール又は郵便による確認があった場合、配達日に正式に与えられたものと見なされる。

The contractual partners agree they will make their best efforts to settle amicably, disputes arising from this agreement. Failing agreement it is expressly understood and agreed that this agreement shall be deemed to have been made in Japan, and shall be governed by the laws of Japan and the parties agree to submit all disputes, differences arising between the parties in connection with this Agreement or any clause or the construction thereof or the rights, duties and liabilities of either party to arbitration in accordance with the laws of Japan.

契約当事者は、この契約から生じる紛争を友好的に解決するために最大限努力することを同意する。合意に至らない場合、この契約は日本で作成されたとみなされ、日本の法律によって治められ、そして、当事者はこの契約、条項又はその解釈に関連して当事者間で生じたすべての紛争、意見の相違又は双方の当事者の権利、義務及び債務を日本の法律に従って調停に付すことが明確に理解及び合意されている。

(注)この契約書の内容は英文を正とする。和文は各条文の理解を助けるためのものであってこの契約書の本文をなすものではない。この契約の履行に際し、この和訳文付き契約書2通それぞれにサブライセンス付与者とサブライセンス取得者が署名し、各々が各1通を保管するものとする。

Dated this.....day of the month of.....2004

日付

.....
Signature of Sub Licensor

サブライセンス付与者

.....
Signature of Sub Licensee

サブライセンス取得者

別紙4 変更届の要否

| (省令第91条 第5号及び第6号) | 提出書類 | 変更届が必要な例 | 変更届が不要な例 (注) |
|---|------------------------|---|--------------------------------|
| 校正の実施の方法を定めた 書面 | 文書体系図又は 文書リスト | 規程類の改正又は追加 | |
| | 品質マニュアル、 校正手順書 等 | | 左記のうち、実質的 な改正でない場合 |
| □ 校正事業に用いる器具、 機械又は装置の数、性能、 所在の場所及びその所有又は 借入れの別を示す書面 | 校正用機器等の 一覧表 | 機器等数量の増減 | 校正室内における所 在場所の変更 |
| | | 性能の異なる機器の更新 | |
| | | 右記以外の所在場所の変更 | |
| | | 所有 借入れの変更 | |
| ハ 校正事業を行う施設の 概要を示す書面 | (1)校正室の配置 図 | 同一敷地内における校正室 の移転 | 校正施設の名称変 更等、配置図に変更 がない場合 |
| | | 校正施設(建屋)の増減 | |
| | (2)校正室等の機 器の配置図 | (1)の変更時 | 校正室内における機 器等のレイアウト変 更 |
| | | 校正室の増減 | |
| ニ 校正事業を行う組織に関 する事項を示す書面 | (1)事業所の組織 図 | 事業所組織図の変更 | 組織名称の変更等、 組織図の変更がない 場合 |
| | (2)主要職員名簿 | 経営者、技術管理者、品質管 理者、署名 記名押印者、代理 者の変更 | 左記以外の職員の 変更 |
| ホ 校正事業に従事する者 の氏名及び当該者が製品 校正事業に類似する事業に 従事した経験を有する場合 は、その実績 | 校正従事者一覧 表 | 校正従事者の変更 | |

(注1) 更新申請時には変更後の最新版書類を添付する必要があります。

なお、国際MRA対応認定事業者にあつては、定期検査までに変更後の最新版を提出する
必要があります。